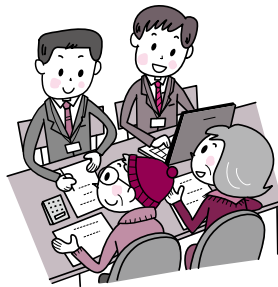


早めの準備で正しい申告を

市・県民税は2月1日(火)、所得税は2月16日(水)から申告を受け付けます。今年中は郷・久住・豊住公民館での受付時間が短縮されていますので、日程を確認してください。早めの準備で正しい申告をしましょう。



受付期間を確認して各会場で

今年も市役所と市内各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階「イオンホール」)では、所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの受付期間を確認し、最寄りの会場で申告してください(市・県民税申告の受け付けについては、成田税務署特設会場ではできませんので注意してください)。

成田税務署特設会場で確定申告作成のアドバイスと申告の受け付けを、市役所、下総・大栄支所では市・県民税の申告の受け付けを行います。早めに準備をして、なるべく2月中に申告を済ませましょう。

中郷・久住・豊住公民館での申告の受け付けは、今年から時間が短縮されていますので注意してください。

毎年、下総・大栄支所の申告会場は大変混雑します。申告はどの会場でもできますので、支所以外での申告にご協力ください。

市・県民税の申告

2月1日(火)～3月15日(火)

今年の1月1日現在市内に住んでいた人は、平成22年中に次に当てはまる人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成22年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

○事業所得などがあった人

営業・農業(収支内訳書を必ず作成し持ってきてください)・そのほかの事業での所得や不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告が必要です)

○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

- ・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に所得があった人
- ・平成22年中に退職し、今年の1月1日現在就職していない人
- 公的年金などの受給者で次のいずれかに当てはまる人
- ・公的年金などの所得以外に所得があった人
- ・扶養控除や社会保険料控除など、所得控除を受けようとする人

申告会場と受付日時

会場	受付日時
市・県民税(営業・不動産・農業所得を除く)の申告	
市役所2階市民税課	2月1日(火)～15日(火)(土・日曜日、11日(金・祝)を除く) 午前9時～午後5時
市・県民税と所得税の申告	
市役所6階中会議室	2月16日(水)～3月15日(火)(土・日曜日を除く。ただし、2月20日(日)・27日(日)は受け付けします) 午前9時～午後5時
下総支所2階会議室	2月18日(金)・20日(日)・21日(月)、3月10日(木) 午前9時～午後5時
大栄支所2階会議室	2月25日(金)・27日(日)・28日(月)、3月11日(金) 午前9時～午後5時
公津公民館	2月23日(水) 午前9時～午後3時
八生公民館	2月24日(木) 午前9時～午後3時
中郷公民館	3月 2日(水) 午前9時～正午
豊住公民館	3月 3日(木) 午前9時～正午
久住公民館	3月 4日(金) 午前9時～正午
保健福祉館	3月 8日(火) 午前9時～午後3時
三里塚コミュニティセンター	3月 9日(水) 午前9時～午後3時

- ・正午～午後1時は受け付けしません。混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがありますのでご了承ください。
- ・各会場の受付で番号札を渡しますので、順番が来るまでお待ちください。

○前年中に所得がなかった人
平成22年中に所得がなかった人も、国民健康保険税の算定資料や、非課税証明書の資料になるので、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、平成23年1月1日現在、市内に住んでいる人の扶養親族になっている配偶者や子どもは、申告の必要はありません。

○そのほか
市内に住んでいないが、今年の1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人
申告には早めの準備を

申告は各会場です。早めに準備をして申告してください。

※市・県民税についてくわしくは市民税課(☎20-1513)へ。

申告をしないと、保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

2月1日(火)～15日(火)は、市・県民税申告(営業・不動産・農業所得を除く)のみ受け付けとなりますので注意してください。

申告を忘れると
今回の申告は、平成23年度分の市・県民税を算出する基礎となります。

所得税の確定申告

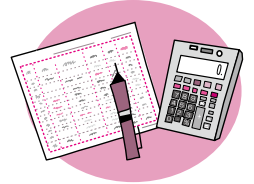
2月16日(水)～3月15日(火)

所得税の確定申告は、2月16日(水)から3月15日(火)まで、成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール 午前9時～午後5時(午前10時までは立体駐車場3階の連絡通路から入る2階C入口が専用口。混雑時は受け付けを早めに締め切ることがあります))と市役所・各会場(4ページ表で

受け付けます。ただし、次に当てはまる人は成田税務署特設会場です。申告してください。

- 分離課税となる譲渡所得・配当所得のある人
 - 山林所得・退職所得がある人
 - 事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
 - 青色申告をする人
 - 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 還付申告書は、2月16日(水)以前でも成田税務署特設会場(特設会場は1月27日(木)から開設)で受け付けていますので、なるべく2月中旬に申告を済ませてください。

※所得税の確定申告について詳しくは成田税務署(☎28-5151)または国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



所得税の確定申告

e-Taxならこんなにいいこと

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンラインで取得できます)、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届け出などの手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などのデータは、e-Taxを利用して自宅から税務署に送信できます。

○最高5,000円の税額控除

平成22年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19～21年分の確定申告でこの控除を受けた人は、受けられません)。

○添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支払金額など)を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)。

○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は書面申告と比べて早期に処理されます(3週間程度に短縮)。

○e-Taxを利用する場合の準備など

電子証明書の取得(市役所の市民課で住民基本台帳カードの取得と併せて電子証明書を取得できます)とICカードリーダーライタの購入が必要です。

※e-Taxについて、くわしくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。

市・県民税申告、所得税申告のときに必要なもの

- すべての人…印鑑(ゴム製のものを除く)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業をしている人…収入や支出が分かるもの
- 医療費控除を受ける人…医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの
- 社会保険料控除、寄附金控除を受ける人…支払金額の確認ができるもの
- 生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人…支払証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の預貯金口座への振り込みとなりますので、口座の種類や口座番号が分かるもの

郵送でも提出できます

郵送で申告書を提出する場合は、次の住所へ送付してください。

- 市・県民税申告書
〒286-8585
花崎町760 成田市役所市民税課
- 確定申告書
〒286-8501
加良部1-15 成田税務署

